

県道鹿屋串良インター線新設工事及び県道鹿屋環状線改築工事（大隅縦貫道「串良鹿屋道路」・鹿児島県鹿屋市東原町地内及び同市旭原町地内から同市笠之原町地内まで）に係る事業認定理由について

平成23年9月12日付けで鹿児島県から事業認定の申請があった県道鹿屋串良インター線新設工事及び県道鹿屋環状線改築工事（大隅縦貫道「串良鹿屋道路」・鹿児島県鹿屋市東原町地内及び同市旭原町地内から同市笠之原町地内まで）について、平成24年1月11日に土地収用法に基づき事業認定の告示をしました。

その事業認定理由を以下に添付しています。

事業認定理由